



市町村コード  
042099

令和 5 年度

# 市民税・県民税 特別徴収の手引

◎特別徴収事務についての問い合わせ先◎

## 多賀城市 企画経営部税務課市民税係

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

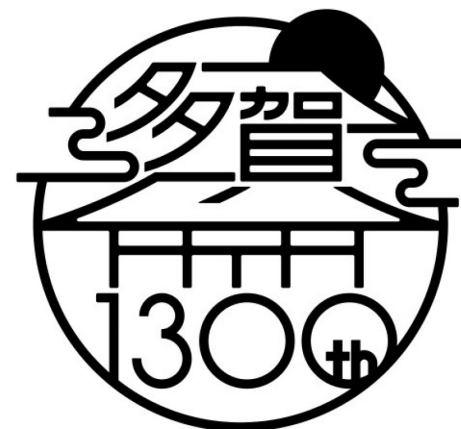
電話番号 022-368-1141(代表)

■課税内容・異動届出書等について・・・税務課市民税係

■納入・還付等について……………収納課収納係

ホームページアドレス <https://www.city.tagajo.miyagi.jp>

(各種届出書の様式は、ホームページからダウンロードできます。)



多賀城創建記念

TAGAJO 1300th Anniversary  
724-2024

## 目次

1. 市民税・県民税の特別徴収	
■特別徴収義務者	1
■市民税・県民税の特別徴収	1
2. 給与所得の特別徴収の事務取扱	
■特別徴収の開始にあたって	1
■月割額の徴収	1
■納入	1
(1)納期	
(2)納入場所	
(3)納入書不要等の申し出	
(4)納入書の汚損、破損の場合	
■「納期の特例」の制度	2
(1)納期	
(2)申請手続	
(3)留意事項	
■税額の変更に係る納入書	2
3. 退職所得の特別徴収の事務取扱	
■退職所得に係る市民税・県民税	2
■納税義務者	2
■対象となる退職手当等	3
■申告等	3
(1)退職手当等の支払を受ける人が行う手続	
(2)退職手当の支払者（雇い主）が行う手続	
■退職所得に対する「分離課税に係る所得割」の計算方法	4
4. 特別徴収にかかるゆうちょ銀行及び郵便局の指定について	
■指定通知書	5
■各種様式記載例・各種様式	
・市民税・県民税納入申告書の記載例	6
・宮城県多賀城市市県民税特別徴収納入書の訂正例	7
・宮城県多賀城市市県民税特別徴収納入書および納入申告書	8
・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
①転勤（特別徴収継続）の記載例	10
②退職（一括徴収）の記載例	11
③死亡退職（普通徴収）の記載例	12
④退職（普通徴収）の記載例	13
・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	14
・特別徴収への切替申請書の記載例	15
・特別徴収への切替申請書	16
・特別徴収義務者の所在地等変更届出書の記載例	17
・特別徴収義務者の所在地等変更届出書	18
・市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	19
・市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた 場合の届出書	20
■特別徴収手続処理早見表	21

申請書の提出の際は、様式を複写して使用いただくか、多賀城市のホームページからダウンロードしてください。

## 1. 市民税・県民税の特別徴収

### ■ 特別徴収義務者

納税義務者である従業員に給与の支払いをする事業主で、所得税の源泉徴収義務がある事業主を、地方税法第 321 条の 4 及び多賀城市税条例第 33 条の規定により、個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する特別徴収義務者として指定します。

### ■ 市民税・県民税の特別徴収

特別徴収とは、給与の支払者が個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月の給与から定められた住民税（市民税と県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

特別徴収制度は、地方税法第 321 条の 3 及び多賀城市税条例第 32 条の規定により法定義務になっています。ただし、次の場合を除きます。

- ・常時 2 人以下の家事使用人のみを雇用している場合
- ・支給期間が 1 月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者
- ・外国航路を航行する船舶の乗組員で不定期に給与の支払を受ける者

なお、提出いただいた給与支払報告書において特別徴収の適用除外となる事由（退職や他の事業所で特別徴収されている等）が判断できないものは、原則として特別徴収にしております。

## 2. 給与所得の特別徴収の事務取扱

### ■ 特別徴収の開始にあたって

#### (1) 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書について

「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は、従業員ごとに切り離し、開封せずに、令和 5 年 5 月 31 日までに各従業員（納税義務者）に配付してください。

#### (2) 令和 5 年 5 月 15 日送付の決定通知書について

令和 5 年 5 月 15 日送付の決定通知書は、令和 5 年 4 月 13 日までに多賀城市税務課に到着した『給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書』及び『特別徴収への切替申請書』等（以下、異動届）に基づき作成しております。

なお、令和 5 年 4 月 14 日から 5 月 17 日までに到着した異動届について

は、その内容を反映した特別徴収税額の変更通知書を令和 5 年 6 月 1 日に送付いたします。

決定通知書を御確認いただき、記載のある従業員に退職や転勤の異動、もしくは新たに特別徴収を開始する従業員がいる場合は、異動届を令和 5 年 6 月 1 日までに到着するように提出してください（郵送可能）。

その内容を反映した特別徴収税額の変更通知書は令和 5 年 6 月 15 日に送付いたします。

### ■ 月割額の徴収

「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に各従業員（納税義務者別）の月割額が記載してあります。それに従い 6 月から翌年 5 月まで、毎月の給与を支払う際にその月割額を徴収してください。

※年税額が 6,200 円（均等割相当額）以下の納税義務者については、最初の月の 1 回で全額徴収することになります。

### ■ 納 入

#### (1) 納 期

月割額を徴収した日の属する月の翌月の 10 日（10 日が金融機関の休業日の場合には、当該金融機関の翌営業日）が納期です。

月別（徴収月）	納期限	月別（徴収月）	納期限
令和 5 年 6 月分	令和 5 年 7 月 10 日	令和 5 年 12 月分	令和 6 年 1 月 10 日
7 月分	令和 5 年 8 月 10 日	令和 6 年 1 月分	令和 6 年 2 月 13 日
8 月分	令和 5 年 9 月 11 日	令和 6 年 2 月分	令和 6 年 3 月 11 日
9 月分	令和 5 年 10 月 10 日	令和 6 年 3 月分	令和 6 年 4 月 10 日
10 月分	令和 5 年 11 月 10 日	令和 6 年 4 月分	令和 6 年 5 月 10 日
11 月分	令和 5 年 12 月 11 日	令和 6 年 5 月分	令和 6 年 6 月 10 日

#### (2) 納入場所

七十七銀行・杜の都信用金庫・仙台銀行・北日本銀行・荘内銀行・東北労働金庫・仙台農業協同組合の各本店又は支店、ゆうちょ銀行・郵便局、多賀城市役所市公金収納窓口です。

※初めて、ゆうちょ銀行及び郵便局から納入する場合は、5 頁の「指定通知書」をゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。一度提出されますと、次年度以降の再提出は必要ありません。

### (3) 納入書不要等の申し出

すでに金融機関の納入サービスを利用している等の理由で、納入書の送付不要の申し出をいただいている場合は、「宮城県多賀城市市県民税特別徴収納入書」を同封していません。

なお、新たに納入書が必要になった場合や不要になった場合には、税務課市民税係へ連絡をお願いします。

### (4) 納入書の汚損、破損の場合

機械で処理をしますので、汚したり、破損したりしないようお願いします。汚したり、破損してしまった場合には、納入書の最終頁に添付のある予備の納入書（2 枚）又は多賀城市ホームページからダウンロードした納入書に、印刷事項を転写の上、使用してください。

## ■ 「納期の特例」の制度

「納期の特例」は市民税・県民税の特別徴収義務者で、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満である場合に、多賀城市長に申請しその承認を受けることで、特別徴収税額を毎月ではなく年 2 回に分けて納入することができる制度です。

ただし、滞納や著しい納入の遅延があるような場合は、納期の特例の承認を受けられない場合があります。なお、一度承認を受けると翌年度以降は再度申請書を提出する必要はありません。

### (1) 納 期

- |   |
|---|
| ◇ 令和 5 年 6 月から令和 5 年 11 月分 → 令和 5 年 12 月 11 日まで |
| ◇ 令和 5 年 12 月から令和 6 年 5 月分 → 令和 6 年 6 月 10 日まで  |

### (2) 申請手続

申請の際は、19 頁の様式を複写して使用いただくか、多賀城市のホームページからダウンロードしてください。

### (3) 留意事項

- ・納期は年 2 回になりますが、従業員の給与からは毎月徴収してください。
- ・退職、転勤、休職等の異動があった場合には、必ず異動届出書（14 頁）を提出してください。
- ・滞納や納入の遅延等をされた場合、納期の特例の承認を取り消す場合があります。
- ・給与の支払を受ける者が常時 10 人以上になったときは納期の特例が適用されなくなるため、遅滞なくその旨を届出してください。届出の際は、20

頁の様式を複写して使用いただくか、多賀城市のホームページからダウンロードしてください。

※承認取り消しの届出書を提出した場合は、届出日の属する月分以前に特別徴収した税額は、届出日の翌月 10 日（10 日が金融機関の休業日の場合には、当該金融機関の翌営業日）までに納入し、その後特別徴収した税額は、通常の納期限までに納入してください。

## ■ 税額の変更に係る納入書

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」及び「特別徴収への切替申請書」の提出に伴い、「異動の事由が発生した日の属する月」の翌月以降の特別徴収税額が変更になる場合は、新たな納入書を「特別徴収税額の変更通知書」と併せて送付します。

ただし、新たな納入書の送付が、各事業所における各月の納入手続き等に関合わぬ場合は、該当月分の納入書の特別徴収税額を訂正して納入手続きを行ってください。

納入書の訂正については、7 頁を参照してください。

## 3. 退職所得の特別徴収の事務取扱

### ■ 退職所得に係る市民税・県民税

退職所得に対する市民税・県民税については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に支払者が税額を計算（分離課税）し、その税額を退職手当等の支払額から特別徴収し納入することとされています。

### ■ 納税義務者

退職手当等の支払を受ける従業員で、その手当等の支払を受けるべき日（退職した日）の属する年の 1 月 1 日現在、多賀城市に居住している人です。

ただし、手当等の支払を受ける人が次に掲げる人であるときは「分離課税に係る所得割」の課税対象にはなりません。

- ・1 月 1 日現在において生活保護法で定められている生活扶助を受けている人
- ・1 月 1 日現在において国内に住所を有しない人
- ・退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

## ■ 対象となる退職手当等

退職金や一時恩給等の名称を問わず、退職によって一時的に受ける給与等をいいます。

※使用者が労働基準法第 20 条の規定による予告をしないで労働者を解雇した場合に支払われる解雇予告手当についても退職所得とされます。

課税されない退職手当等

- ・ 常時 2 人以下の家事使用人に支払われる退職手当等  
→翌年に他の所得と合計して、所得割の課税の対象になります。
- ・ 死亡により支払われる退職手当等(相続人に支払)  
→相続税の対象になります。
- ・ 退職に伴う転居のために、通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等  
→非課税所得です。

## ■ 申告等

### (1) 退職手当等の支払を受ける人が行う手続

退職手当等の支払者に、「退職所得申告書（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一の様式）」を、退職手当等の支払を受ける時まで提出してください。

### (2) 退職手当の支払者(雇い主)が行う手続

#### ① 「退職所得申告書」の受理

退職手当等の支払を受ける者が提出した「退職所得申告書」を受理します。この申告書は、退職手当の支払者を經由して多賀城市長に提出することとなっていますが、支払者が受理した時点で多賀城市長に提出したとみなされますので、実際に多賀城市長に提出する必要はありません。

#### ② 退職所得に対する「分離課税に係る所得割」の計算

(4 頁を参照してください。)

#### ③ 退職所得に対する「市民税・県民税納入申告書」の提出と「分離課税に係る所得割」の納入

②の計算により税額が発生した場合は、「宮城県多賀城市市県民税特別徴収納入書」に、給与所得等に係る所得割額と合算してその額を記載するとともに、当該納入書の裏面の「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記載して、徴収した日の属する月の翌月の 10 日までに、納入してください。

本件に係る「市民税・県民税納入申告書」及び「宮城県多賀城市市県民税特別徴収納入書」の記載例は、6、7 頁を参照してください。

なお、「市民税・県民税納入申告書」には、「マイナンバー制度」による個人事業主の「個人番号」又は事業所の「法人番号」の記載をお願いします。

ただし、特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入申告書に個人事業主の個人番号を記載することになるため、手続き等は次のとおりになります。

金融機関へ：納入書（7 頁）のみ記載し、納入申告書は空欄のまま提出します。

多賀城市へ：金融機関へ提出したものは別の紙\*を使用し、納入申告書（6 頁）のみ記載したものを税務課へ提出します。

\* 別の紙：納入書の最終頁にある予備の納入書の裏面を利用してください。

※納入書と納入申告書を分けて提出いただくのは、金融機関等では個人番号を取り扱うことができないことになっているためです。

### ④ 特別徴収票の作成

所得税の退職所得源泉徴収票と複写になっている「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成し、退職後 1 月以内に 1 部を多賀城市長に提出し、他の 1 部を退職者に交付します。

なお、退職者が次に掲げる場合に該当するときは、特別徴収票の提出又は交付が省略されます。

- ・ 退職者が、法人（人格のない社団又は財団を含む。）の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員又は相談役若しくは顧問以外の場合

→退職者へ特別徴収票を交付するのみで、多賀城市長への提出は必要ありません。

- ・ 退職所得に係る所得割が発生しない場合

→退職者へ特別徴収票の交付は必要ありません。

## ■ 退職所得に対する「分離課税に係る所得割」の計算方法

退職所得の算出方法は、所得税法第30条第2項の規定の例によって行われることになっています。

### ■ 計算例

退職手当等・・・24,523,800円 勤続年数・・・38年6ヶ月

#### (1) 退職手当等と勤続年数を確認する

- ① 退職手当等 =  $\boxed{\text{ア}} 24,523,800 \text{円}$  (端数処理不要)
- ② 勤続年数 =  $\boxed{\text{イ}} 39 \text{年}$  (1年未満の端数切り上げ)

#### (2) 退職所得控除額を算出する

(イ) が 20 年以下の場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額} &= \text{勤続年数} \boxed{\text{イ}} \text{年} \times 40 \text{万円} \\ &= \boxed{\text{ウ}} \text{円} \quad \text{※1} \end{aligned}$$

(イ) が 20 年を超える場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額} &= (\text{勤続年数} \boxed{\text{イ}} 39 \text{年} - 20 \text{年}) \times 70 \text{万円} + 800 \text{万円} \\ &= \boxed{19 \text{年}} \times 70 \text{万円} + 800 \text{万円} = \boxed{\text{エ}} 21,300,000 \text{円} \quad \text{※1} \end{aligned}$$

※求めた退職所得控除額が 80 万円に満たないときは、80 万円が退職所得控除額になります。

※1 障害者になったことに起因して退職した場合には、100 万円が加算されます。

#### (3) 退職所得の金額を算出する

$$\begin{aligned} \text{退職所得の金額} &= (\text{退職手当等の金額} \boxed{\text{ア}} 24,523,800 \text{円} - \\ &\quad \text{退職所得控除額} \boxed{\text{エ}} 21,300,000 \text{円}) \times 1/2 \quad \text{※2} \\ &= \boxed{\text{オ}} 1,611,000 \text{円} \quad (\text{千円未満の端数切捨て}) \end{aligned}$$

#### ※2 退職所得金額の算出方法

##### ① 勤続年数が 5 年を超える場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得} &= (\text{退職手当等の金額} \boxed{\text{ア}} \text{円} - \\ &\quad \text{退職所得控除額} \boxed{\text{エ}} \text{円}) \times 1/2 \end{aligned}$$

##### ② 勤続年数が 5 年以下で役員等の場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得} &= (\text{退職手当等の金額} \boxed{\text{ア}} \text{円} - \\ &\quad \text{退職所得控除額} \boxed{\text{ウ}} \text{円}) \end{aligned}$$

##### ③ 勤続年数が 5 年以下で役員等ではない場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得} &= (\text{退職手当等の金額} \boxed{\text{ア}} \text{円} - \\ &\quad \text{退職所得控除額} \boxed{\text{ウ}} \text{円}) \text{のうち、} \\ &\quad 300 \text{万円以下の部分は } 1/2 \text{ が課税対象、} \\ &\quad 300 \text{万円超の部分は全額課税対象} \end{aligned}$$

#### (4) 特別徴収すべき税額を算出する

(3) で求めた退職所得に市民税率 6%、県民税率 4% を乗じて税額を求めます。

- ① 市民税額 = 退職所得の金額  $\boxed{\text{オ}} 1,611,000 \text{円} \times 6\%$   
 $= \boxed{\text{カ}} 96,600 \text{円}$  (100 円未満の端数切捨て)
- ② 県民税額 = 退職所得の金額  $\boxed{\text{オ}} 1,611,000 \text{円} \times 4\%$   
 $= \boxed{\text{キ}} 64,400 \text{円}$  (100 円未満の端数切捨て)

##### ③ 算出した税額の合計

$$\text{特別徴収税額} = \boxed{\text{カ}} 96,600 \text{円} + \boxed{\text{キ}} 64,400 \text{円} = \boxed{\text{ク}} 161,000 \text{円}$$

#### 4. 特別徴収にかかるゆうちょ銀行 及び郵便局の指定について

納入の際、東北6県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書に」最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局名を記載して、ゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。

切  
り  
取  
り  
線

切り取り線

## 指定通知書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 支店長殿  
郵便局長殿

多賀城市長  
(公印省略)

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知します。

記

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 認可又は承認番号 | 貯1第1225号       |
| 2. 口座番号     | 02210-0-960050 |
| 3. 加入者の名称   | 多賀城市会計管理者      |
| 4. 取りまとめ局   | 仙台貯金事務センター     |

## ◇ 退職時の納付書の記載例

市民税 県民税		納入申告書																		
宮城県多賀城市長 殿											(受付印)									
令和〇〇年 10月 5日 提出											令和 〇〇年 9月分		人員		1人					
退職手当等支払金額											十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
													2	4	5	2	3	8	0	0
特別徴収税額		市民税								9	6	6	0	0						
		県民税								6	4	4	0	0						
特別徴収義務者	住所(居所) 又は 所在地		〒 985-0890 多賀城市中央2丁目1番1号																	
	氏名 又は 名称		多賀城あやめ 株式会社																	
	法人番号 又は 個人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5					
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																				

法人番号又は個人番号を記載してください。

### ◆特別徴収義務者が個人事業主の場合の手続きについて

- 1) 金融機関へは、納入書（7頁参照）のみ記載し、納入申告書は空欄のまま提出する。
- 2) 金融機関へ提出したものと別紙（納入書の最終頁にある予備納入書）を使用し、納入申告書（本頁参照）のみを記載したものを多賀城市税務課へ提出する。  
※納入書と納入申告書を分けてご提出いただくのは、金融機関等では個人番号を取り扱うことができないことになっているためです。



## ◇ 納入書の訂正例

宮城県多賀城市 市県民税 特別徴収 領収証書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
0 4 2 0 9 9	02210-0-960050	多賀城市会計管理者

月別	指定番号	納入金額 (1) 円																																																																																										
令和〇〇年 9月分	<b>86123456</b>	<del>125,600</del>																																																																																										
納入すべき金額が右の納入金額 (1) の欄の金額と異なるときは、納入金額 (1) の欄を横線で抹消し、納入金額 (2) の欄に記入してください。	納 入 金 額	億 千 百 十 万 千 百 十 円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">退職所得分</td> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延滞金</td> <td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">督促手数料</td> <td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">合計額</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">納期限</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和〇〇年10月10日</td> </tr> </table>													給与分 (一括徴収分を含む)	1	8	3	2	0	0	0	0	0	0	0	退職所得分	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	延滞金												督促手数料												(2)	合計額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>													3	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	納期限	令和〇〇年10月10日	
	給与分 (一括徴収分を含む)	1	8	3	2	0	0	0	0	0	0	0																																																																																
	退職所得分	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																
	延滞金																																																																																											
督促手数料																																																																																												
(2)	合計額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>													3	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																		
3	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																	
納期限	令和〇〇年10月10日																																																																																											

(特別徴収義務者) 住所 〒 985-0890 又は 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号 所在地 氏名 多賀城あやめ 株式会社 又は 名称 代表取締役社長 多賀城 太郎 様	領 収 日 付 印
---	-----------------------

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

### ◆ 納入書の訂正要領

- 1 納入金額 (1) に変更がない場合は、そのまま納入できます。
- 2 納入金額を訂正する場合には、次の要領で訂正してください。
  - (1) 訂正は、黒色ボールペンを使用してください。
  - (2) 数字は、所定の枠からはみ出さないようにしてください。
  - (3) 納入金額 (1) の欄の金額を2本線で消してください。
  - (4) 納入金額 (2) の欄の給与分、退職所得分、延滞金、督促手数料及び合計額をそれぞれ手書きで金額を記入してください。なお、「¥」記号は記入しないでください。
  - (5) 予備の用紙を使用する場合は、何年何月分かわかるように記載してください。
  - (6) 訂正は、3連用紙のすべてを同様に行ってください。
- 3 その他
  - (1) 事業所の所在地や名称を変更した場合でも、指定番号に変更がない場合は、そのまま「宮城県多賀城市市県民税特別徴収納入書」を使用することができます。ただし、別途「特別徴収義務者の所在地等変更届出書」を提出してください。
  - (2) 退職等により「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」等を提出した場合で、翌月以降の特別徴収額が変更になる場合は、新たに納入書を送付しますので、新しい納入書で納入してください。

宮 城 県 多 賀 城 市	個人市民税 個人県民税
市町村コード	領 収 証 書 (公)
0 4 2 0 9 9	0 2 特別徴収

口座番号	加入者名
02210-0-960050	多賀城市会計管理者
令和 年 月分	指 定 番 号

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	令和 年 月 日
-------	----------

(特別徴収義務者)  
〒  
住所又は  
所在地  
  
氏名又は  
名 称

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

宮 城 県 多 賀 城 市	個人市民税 個人県民税
市町村コード	納 入 書 (公)
0 4 2 0 9 9	0 2 特別徴収

口座番号	加入者名
02210-0-960050	多賀城市会計管理者
令和 年 月分	指 定 番 号

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	令和 年 月 日
-------	----------

(特別徴収義務者)  
〒  
住所又は  
所在地  
  
氏名又は  
名 称

※ 日計	領 収 日 付 印
---------	-----------------------

上記のとおり納入します。

(金融機関保管)

宮 城 県 多 賀 城 市	個人市民税 個人県民税
市町村コード	納入済通知書 (公)
0 4 2 0 9 9	0 2 特別徴収

口座番号	加入者名
02210-0-960050	多賀城市会計管理者
令和 年 月分	指 定 番 号

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	令和 年 月 日
-------	----------

(特別徴収義務者)  
〒  
住所又は  
所在地  
  
氏名又は  
名 称

取りまとめ局 仙台貯金事務センター (〒980-8794)	領 収 日 付 印
-------------------------------------	-----------------------

上記のとおり通知します。

(受付店→七十七銀行多賀城支店(取りまとめ店)→多賀城市)

(多賀城市保管)

市 民 税 納 入 申 告 書  
 県 民 税

多賀城市長 殿											(受付印)		
令和 年 月 日提出													
令和 年 月分				人員		人							
退職手当等 支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収 税額	市民税												
	県民税												
特別徴収 義務者	住所(居所) 又は所在地			〒									
	氏名又は 名称												
	法人番号 又は 個人番号												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													

退職所得分を納める際は、この「納入申告書」を8頁の「納入済通知書」の裏面に印刷してご記入ください。